

# 防火対象物に係る 新たな表示制度が開始されます。



## 1 制度の目的

ホテル・旅館等及びカラオケボックス・個室ビデオ店等の不特定多数の者を収容する防火対象物における惨事を防止するため、防火対象物の関係者の防火管理等に対する認識を高め、利用者等に対して防火に関する法令適合性等の情報を提供し、利用者等の選択を通じて防火安全体制の確立を促すため、新たな表示制度が開始されます。

## 2 制度の概要

表示の対象となる防火対象物の関係者からの申請に基づき、消防機関が審査し、消防法令のほか防火安全上重要な建築構造等の基準に適合する場合に「表示マーク」を交付する制度です。

## 3 対象とする建物

表示制度の対象とする対象物は、平成 24 年 5 月に広島県福山市で発生したホテル火災及び平成 20 年 10 月に浪速区で発生した個室ビデオ店火災を受け、ホテル・旅館等（消防法施行令別表第一(5)項イに係る対象物）及びカラオケボックス・個室ビデオ店等（同表第一(2)項ニに係る対象物）のうち次の(1)及び(2)に該当するものが原則として対象となります。

- (1) 消防法 8 条の適用があるもの
- (2) 防火対象物の地階を除く階数が 3 以上のもの

※その他の対象物については、消防局または管轄の消防署へお問合せ下さい。

## 4 実施スケジュール

平成 26 年 4 月 1 日～

表示の対象となる防火対象物の関係者からの交付申請の受付・審査を開始

平成 26 年 8 月 1 日～

建物への表示マークの掲出、ホームページでの表示マークの使用を開始

## 5 表示マークの申請

表示マークの交付を希望する表示の対象となる防火対象物の関係者は、消防法令のほか、重要な建築構造等に関する一定の防火基準に適合していることを示す以下の書類を「表示マーク交付申請書」に添付し、管轄の消防署に申請してください。

### 《添付書類》

申請にあたっては、交付申請書に概ね次の書類を添付していただくこととなります。

なお、対象物により添付していただく書類が異なる場合があります。詳しくは消防局または管轄の消防署へお問合せ下さい。

ア	防火対象物（防災管理）定期点検報告書
イ	防火対象物（防災管理）点検報告特例認定通知書
ウ	消防用設備等（特殊消防用設備等）点検結果報告書
エ	製造所等定期点検記録表
オ	特殊建築物定期調査報告書
カ	その他必要と認める書類

## 6 表示基準の審査

申請書と添付書類及び必要に応じ立入検査を行い、当該対象物の消防関係法令及び建築関係法令等の状況について表示基準に適合しているかを審査します。

## 7 表示マークの交付

審査の結果、表示基準に適合する場合には、対象物の関係者に「表示マーク（銀）」（有効期間1年間）を交付します。

3年間継続して表示基準に適合していると認められる場合は、「表示マーク（金）」（有効期間3年間）が交付されます。

なお、表示マークの交付を受けた対象物の関係者は、建物に掲出するほか、ホームページ等に表示マークを掲出することができます。

## 8 その他

その他、詳しい申請手続きについては、管轄の消防署または消防局予防部予防課までお問い合わせください。

### 【問い合わせ先】

[大阪市消防局予防部予防課](#)

〒550-8566 大阪市西区九条南1-12-54

電話：06-4393-6320

Fax：06-4393-4580

Mail：[pa0003@city.osaka.lg.jp](mailto:pa0003@city.osaka.lg.jp)